

## 明 細 書

発明の名称：介護施設又は医療施設の建築物

### 技術分野

[0001] 本発明は、介護施設又は医療施設の建築物に関する。

### 背景技術

[0002] 従来、複数の被介護者（高齢者又は障害者等）が入居する介護施設には、被介護者の汚物が付着した衣類等（例えばおむつ）を洗うために、施設のスタッフ（介護職員等）が利用する汚物処理室（洗濯室）が設けられていることが多い（例えば、特許文献1を参照）。このような汚物処理室は、通常、施設内の区画毎（例えば階毎）に1カ所設けられており、汚物が付着した衣類等は、スタッフによって被介護者の居室又はトイレから汚物処理室へと運ばれる。

### 先行技術文献

#### 特許文献

[0003] 特許文献1：特開2016-183518号公報（[0002]-[0003]）

### 発明の概要

#### 発明が解決しようとする課題

[0004] しかしながら、従来の介護施設では、汚物が付着した衣類等を汚物処理室に運ぶ際に、廊下などの共用通路を通る必要があるため、汚物に含まれる細菌、真菌、又はウィルス（例えば、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）を引き起こすウィルス）などの病原体、又は汚物が発する臭気が、共用通路を介して施設内に広がる可能性がある。

[0005] なお、このような問題は、介護施設に限らず、入院設備を備えた医療施設（病院又は診療所など）においても同様に発生し得るものである。

[0006] 本発明は上記の点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、介護施設又は医療施設において、汚物の付着した衣類等を共用通路に持ち込むことによる病原体又は臭気の拡散を防止することにある。

### 課題を解決するための手段

[0007] 上記課題を解決するために成された本発明に係る介護施設又は医療施設の建築物は、

共用通路と、

前記共用通路を介して繋がれた複数の居室と、

前記複数の居室のうちの一部の居室に付設され、該一部の居室から前記共用通路を通らずに出入り可能なトイレと、

前記トイレに隣接し、該トイレから直接出入り可能な汚物処理室と、  
を有し、

前記汚物処理室が、前記共用通路を通らずに屋外に出ることのできる出口を有することを特徴としている。

[0008] このような構成によれば、汚物の付着した衣類等を、必要に応じて汚物処理室にて予洗いした後に、共用通路を通ることなく屋外に持ち出して、所定の場所で処理（例えば、洗濯又は廃棄等）することができる。なお、前記所定の場所とは、前記建築物以外の場所に設けられた廃棄物置き場又は洗濯室等であってもよく、前記建築物の内部に設けられた洗濯室等であってもよい。

[0009] すなわち、前記本発明に係る介護施設又は医療施設の建築物は、

更に、共用の洗濯室を有し、

前記共用の洗濯室が、前記屋外から前記共用通路を通らずに当該共用の洗濯室に入ることのできる入口を有するものとすることができる。

[0010] このような構成によれば、例えば、汚物の付着した衣類等を、必要に応じて汚物処理室にて予洗いした後に、前記共用通路を通ることなく前記洗濯室へと運んで洗濯することが可能となる。

### 発明の効果

[0011] 上記の通り、本発明に係る介護施設又は医療施設の建築物によれば、衣類等に付着した汚物に含まれる病原体、又は該汚物が発する臭気が共用通路を介して施設内に拡散するのを防止することができる。

## 図面の簡単な説明

[0012] [図1]本発明の一実施形態に係る建築物の平面図。

[図2]前記建築物の平面図であって、該建築物に含まれる複数の居住ユニット、スタッフスペース、及び共有スペースに、それぞれ異なる網掛けを付与したものの。

[図3]第三居住ユニットの斜視図。

[図4]本発明に係る建築物の別の構成例を示す平面図。

## 発明を実施するための形態

[0013] 以下、本発明に係る介護施設又は医療施設の建築物（以下、単に「建築物」とよぶ）を実施するための形態について、図面を参照しつつ説明する。

[0014] 図1及び図2は、本実施形態に係る建築物の平面図である。図2では、前記建築物に含まれる複数の居住ユニット110、120、210、220の各々と、スタッフスペース300と、共有スペース130、230とを、それぞれ異なる網掛けで示している。

[0015] この建築物は、高齢者用又は障害者用の介護施設に含まれる1階建ての建築物であり、最大5人が入居可能な第一区画100と、最大4人が入居可能な第二区画200と、スタッフスペース300とを含んでいる。このように建築物内を2つの区画に分けて、区画ごとに比較的少人数での共同生活を営むことにより、一般家庭での生活に近い状況下での介護や支援を実現することができる。

[0016] スタッフスペース300は、施設スタッフ（介護職員等）によって利用されるスペースであり、キッチン兼パントリー301、302、事務室303、及び仮眠室304を含んでいる。

[0017] 第一区画100は、第一居住ユニット110及び第二居住ユニット120と、共有スペース130とを備えている。第二区画200は、第三居住ユニット210及び第四居住ユニット220と、共有スペース230とを備えている。共有スペース130、230は、介護施設の入居者と施設スタッフの双方が利用するスペースであり、それぞれ、居住ユニット110と120又

は居住ユニット２１０と２２０を繋ぐ共用通路１３１、２３１、浴室１３２、２３２、脱衣所１３３、２３３、共用リビング兼ダイニング１３４、２３４、及び玄関１３５、２３５を備えている。第一区画１００の共用通路１３１と、第二区画２００の共用通路２３１とは、建築物の中央付近で連通しており、それらの境界部は、扉を備えた隔壁２３６によって仕切られている。

[0018] 第一区画１００の共有スペース１３０には、更に洗濯室１３６が設けられている。洗濯室１３６には、洗濯機、乾燥機、汚物流し、及び手洗いシンクなどが配設されている。また、洗濯室１３６には、共用通路１３１との間の壁に設けられた扉である洗濯室／共用通路間扉１３７と、屋外との間の壁（すなわち建築物の外壁４０１）に設けられた扉である洗濯室／屋外間扉１３８を備えており、共用通路１３１側と屋外側の二方向から洗濯室１３６に入ることができる構成となっている。

[0019] 各居住ユニット１１０、１２０、２１０、２２０は、第一区画１００の入居者のうちの一部、又は第二区画２００の入居者のうちの一部のみが利用するプライベートな空間である。本実施形態における各居住ユニット１１０、１２０、２１０、２２０は、いずれも１つの前室２０Ａ～２０Ｄと、該前室２０Ａ～２０Ｄに接続された複数の居室１０Ａ～１０Ｉと、前記居室１０Ａ～１０Ｉの入居者によって利用されるトイレ３０Ａ～３０Ｇと、該トイレ３０Ａ～３０Ｇに付設された汚物洗浄及びシャワー室（本発明における「汚物処理室」に相当、以下「汚物洗浄室」とよぶ）４０Ａ～４０Ｅとを備えている。

[0020] 以下、第三居住ユニット２１０を例に挙げて、各部の詳細を説明する。図３は、第三居住ユニット２１０の斜視図である。この居住ユニットは、それぞれ異なる入居者が利用する２つの居室１０Ｆ、１０Ｇと、これらの居室１０Ｆ、１０Ｇの間に設けられ、各居室１０Ｆ、１０Ｇの入居者が共同で利用する前室２０Ｃ、トイレ３０Ｆ、及び汚物洗浄室４０Ｄとを備えている。以下では、第三居住ユニット２１０に含まれる居室の一方を第一居室１０Ｆとよび、他方を第二居室１０Ｇとよぶ。図３では、第一居室１０Ｆの各部の符

号の末尾に「F」を付し、第二居室１０Ｇの各部の符号の末尾に「G」を付しているが、特に区別する必要がない場合は、以下の説明では、符号の末尾への「F」、「G」の付加を省略する。前室２０Ｃ、トイレ３０Ｆ、及び汚物洗浄室４０Ｄは、この順番で、共用通路２３１側から建築物の外側に向かって配置されており、前室２０Ｃは共用通路２３１に隣接しており、汚物洗浄室４０Ｄは建築物の外壁４０１に面している。

[0021] 第一居室１０Ｆ及び第二居室１０Ｇは、いずれも寝室１２と、リビング１１で構成されており、寝室１２とリビング１１の間は、襖等から成る引き違い戸１３によって仕切られている。寝室１２は就寝するための部屋であり、リビング１１は食事をしたり寛いだりするための部屋である。このように、各居室１０Ｆ、１０Ｇの内部空間を目的に応じて区分けすることによって、自閉症、認知症、又は行動障害を伴う症状等を有する入居者が混乱しにくい環境を作ることができる。また、各居室１０Ｆ、１０Ｇ内を２つに仕切ることによって、入居者の家族が居室１０Ｆ、１０Ｇに寝泊まりする際にも、入居者とその家族の双方のプライベート空間を確保することができる。寝室１２にはベッド１４が配置され、リビング１１には、入居者の私物をしまうための収納スペース１５、手洗い又は歯磨きを行うための流し台１６、及び湯を沸かししたり食品を温め直したりするためのコンロ１７が設けられている（コンロ１７に変えてＩＨヒータや電気ケトルを設けるようにしてもよい）。

[0022] 各居室１０Ｆ、１０Ｇは、上述の引き違い戸１３を取り外すことによって、ひと続きの空間として利用することもできる。これにより、例えば、ターミナルケアの際に、居室１０Ｆ、１０Ｇの中央にベッド１４を配置することによって、ベッド１４の全周から介護を行うことが可能となる。なお、寝室１２とリビング１１の間の仕切りとしては、上記の引き違い戸１３に限らず、例えば、アコーディオンカーテン又は開閉できるパーティション等を用いるようにしてもよい。

[0023] 前室２０Ｃは、共用通路２３１と各居室１０Ｆ、１０Ｇとの間の緩衝領域であり、前室２０Ｃと共用通路２３１との間の壁には前室／通路間扉２１が

設けられている。前室／通路間扉２１は、非使用時には隣接する壁の前方、後方、又は内部に納められるようにし、共用通路２３１と前室２０Ｃとの境界をフルオープンにできる構成とすることが望ましい。更に、前室２０Ｃと第一居室１０Ｆとの間の壁には前室／第一居室間扉２２が、前室２０Ｃと第二居室１０Ｇとの間の壁には前室／第二居室間扉２３が、それぞれ設けられており、前室２０Ｃとトイレ３０Ｆとの間の壁には、前室／トイレ間扉２４が設けられている。このような前室２０Ｃを設けることで、第一居室１０Ｆ又は第二居室１０Ｇの入居者が各自の居室１０Ｆ、１０Ｇから共用通路２３１に出る際の心理的障壁を下げるができる。また、このような前室２０Ｃを設けることにより、前室／通路間扉２１を開いた際に、共用通路２３１側から、第一居室１０Ｆ又は第二居室１０Ｇの内部が見えないようにする効果もある。なお、前室と共用通路との間の出入口には扉（すなわち前室／通路間扉２１）を設けない構成としてもよいが、扉２１を設ける構成とした方が、居住ユニット２１０内の入居者が感染症に罹患した場合に、居住ユニット２１０と共用通路２３１との間を閉鎖することができるため、より望ましい。また、いずれかの居室１０Ｆ、１０Ｇの入居者が特定の感染症に罹患した場合、施設スタッフは、共有スペースから居室１０Ｆ、１０Ｇに入る際に、マスク、エプロン、及びゴーグル等の個人防護具（personal protective equipment：PPE）を身に付けると共に、居室１０Ｆ、１０Ｇから共有スペース１３０、２３０に出る際にはPPEを身体から取り外す必要があるが、その際、前室２０ＣをPPE着脱のためのスペースとして利用することができる。

[0024] トイレ３０Ｆには、便器３１と手洗い台３２が設けられている。この第三居住ユニット２１０では、２つの居室１０Ｆ、１０Ｇで１つのトイレ３０Ｆを共有する構成となっているため、限られた建築スペースの中でトイレの空間を広く確保することができる。これにより、トイレ３０Ｆを、例えば、各居室１０Ｆ、１０Ｇの入居者が、車椅子に乗ったままで利用可能な広さのものとすることが可能となる。

- [0025] 汚物洗浄室４０Ｄには、入居者の体に付着した汚物を洗い流すためのシャワー４１と、汚物の付着したオムツ等の衣類又はシーツ若しくは雑巾等（以下、単に「衣類等」とよぶ）を予洗いするための汚物流し（本発明における「流し台」に相当）４２とが設けられている。また、汚物洗浄室４０Ｄの床には、シャワー４１から出た水を排出するための排水口４３が設けられている。
- [0026] トイレ３０Ｆと汚物洗浄室４０Ｄとの間の壁にはトイレ／汚物洗浄室間扉４４が設けられ、汚物洗浄室４０Ｄと屋外との間の壁（すなわち建築物の外壁４０１）には汚物洗浄室／屋外間扉４５が設けられている。更に、汚物洗浄室４０Ｄと第一居室１０Ｆとの間の壁には、汚物洗浄室／第一居室間扉４６が設けられ、汚物洗浄室４０Ｄと第二居室１０Ｇとの間の壁には汚物洗浄室／第二居室間扉４７が設けられている。
- [0027] 第一居室１０Ｆ又は第二居室１０Ｇにいる入居者がトイレ３０Ｆを利用する際には、まず前室／第一居室間扉２２又は前室／第二居室間扉２３を開けて前室２０Ｃに入り、そこから、前室／トイレ間扉２４を開けてトイレ３０Ｆに移動する。あるいは、まず、汚物洗浄室／第一居室間扉４６又は汚物洗浄室／第二居室間扉４７を開けて汚物洗浄室４０Ｄに入り、そこから、トイレ／汚物洗浄室間扉４４を開けてトイレ３０Ｆに移動することもできる。
- [0028] なお、本実施形態における居住ユニットは、必ずしも上記のような構成に限定されるものではなく、例えば、汚物洗浄室／第一居室間扉４６及び汚物洗浄室／第二居室間扉４７を備えない構成としてもよい。これにより、各居室１０Ｆ、１０Ｇからトイレ３０Ｆに入るための出入口が１つ（すなわち前室／トイレ間扉２４のみ）となる。その結果、第一居室１０Ｆ及び第二居室１０Ｇの入居者の一方がトイレ３０Ｆに入っているときには、当該出入口の扉（すなわち前室／トイレ間扉）の鍵を掛けることで、他方の入居者がトイレ３０Ｆに入ってきてしまうのを防ぐことができる。あるいは、汚物洗浄室／第一居室間扉４６及び汚物洗浄室／第二居室間扉４７に加えて又は代えて、第一居室１０Ｆとトイレ３０Ｆの間の壁及び第二居室１０Ｇとトイレ３０

Fとの間の壁にそれぞれ扉を設け、第一居室と第二居室の入居者が各自の居室から直接（すなわち前室20C又は汚物洗浄室40Dを介さずに）トイレ30Fに出入りできる構成としてもよい。

[0029] 上記の居住ユニット210において、入居者の衣類等に汚物が付着した際には、施設スタッフが当該衣類等を汚物洗浄室40Dへと運び、必要に応じて汚物流し42で予洗いした上で、当該衣類を第一区画100の共有スペース130に設けられた洗濯室136へと運ぶ。洗濯室136に運ばれた衣類等は、施設スタッフが洗濯室136に設置された洗濯機を使って直ちに洗濯するか、あるいは、洗濯室136内に配置された所定の回収ボックス等を集められて、後で纏めて洗濯される。

[0030] 上述の通り、汚物洗浄室40Dは、トイレ30Fとの間の壁、第一居室10Fとの間の壁、及び第二居室10Gとの間の壁に、それぞれ出入口（すなわち、トイレ／汚物洗浄室間扉44、汚物洗浄室／第一居室間扉46、又は汚物洗浄室／第二居室間扉47）を備えているため、トイレ30F、第一居室10F、及び第二居室10Gのいずれからでも、直接、汚物洗浄室40Dに移動することができる。また、汚物洗浄室40Dは、屋外との間の壁にも出入口（すなわち、汚物洗浄室／屋外間扉45）を備えているため、施設スタッフは、前記衣類等を、共用通路231等を通ることなく、直接屋外に運び出すことができる。更に、洗濯室136には、上述の通り、洗濯室／屋外間扉138が設けられているため、当該扉138を開くことによって、前記衣類等を屋外から直接洗濯室136に運び込むことができる。

[0031] また、上記居住ユニット210において、トイレ30Fの利用時や寝室12で失便又は尿失禁したときなどに入居者の体に汚物が付着した際には、当該入居者が自力で、又は施設スタッフの手を借りて、汚物洗浄室40Dに移動し、汚物洗浄室40Dに設けられたシャワー41を使って体に付いた汚物を洗い流すことができる。そのため、これにより、体に汚物が付着した状態の入居者が、居住ユニット210から共用通路231を通して浴室232へと移動することなしに、身体を清めることが可能となる。

[0032] なお、本実施形態における建築物には、上述の第三居住ユニット２１０以外にも、様々な構成の居住ユニットが含まれている。

例えば、第四居住ユニット２２０では、トイレ３０Ｇが一方の居室１０Ｈのみに隣接しており、他方の居室１０Ｉには隣接していないが、いずれの居室の入居者も、前室２０Ｄを介してトイレ３０Ｇ及び汚物洗浄室４０Ｅに移動することができるようになっている。第二居住ユニット１２０では、２つの居室１０Ｄ、１０Ｅのそれぞれにトイレ３０Ｄ、３０Ｅが付設され、それら２つのトイレ３０Ｄ、３０Ｅに対して１つの汚物洗浄室４０Ｃが付設された構成となっている。第一居住ユニット１１０は、３つの居室１０Ａ、１０Ｂ、１０Ｃのそれぞれにトイレ３０Ａ、３０Ｂ、３０Ｃが付設され、このうち２つのトイレ３０Ｂ、３０Ｃに対しては１つの汚物洗浄室４０Ｂが付設され、残り１つのトイレ３０Ａには１つの汚物洗浄室４０Ａが付設されている。これらの居住ユニット１１０、１２０、２２０においても、上述の第三居住ユニット２１０と同様に、汚物洗浄室４０Ａ、４０Ｂ、４０Ｃ、４０Ｅには、屋外に通じる扉が設けられているため、汚物の付着した衣類等を、共用通路１３１、２３１を通ることなく洗濯室１３６に運ぶことができる。

[0033] 以上の通り、本実施形態に係る建築物によれば、汚物に由来する病原体や臭気が、共用通路２３１を介して当該建築物内に広がるのを防止することができる。

[0034] また、上記本実施形態に係る建築物においては、いずれかの居室１０Ａ～１０Ｉの入居者が特定の感染症に罹患した場合に、施設スタッフによって使用されたＰＰＥを、汚物洗浄室から直接屋外に運び出して廃棄することでもできるため、使用済みＰＰＥに由来する病原体が、共用通路１３１、２３１を介して建築物内に広がるのを防ぐこともできる。

[0035] 以上、本発明を実施するための形態について具体例を挙げて説明を行ったが、本発明に係る建築物は上記実施形態に限定されるものではなく、本発明の趣旨の範囲で適宜変更が許容される。

[0036] 例えば、上記実施形態では、２つ又は３つの居室に対して１つの前室を設

けた構成としたが、これに限らず、1つの居室に1つの前室を設けた構成としてもよい。また、4つ以上の居室に1つの前室を設けた構成としてもよい。あるいは、前室を設けずに、共用通路から各居室に直接出入りする構成としてもよい。

[0037] また、上記実施形態では、トイレと汚物洗浄室との間に扉を備えた壁を設ける構成としたが、トイレと汚物洗浄室の間には必ずしも壁を設ける必要はない。この場合、例えば、シャワーカーテンなどでトイレと汚物洗浄室との間を仕切る構成とすることもできる。また、上記実施形態では、汚物洗浄室にシャワーと汚物流しの両方を設ける構成としたが、汚物洗浄室にはシャワー又は汚物流しのいずれか一方のみを設けるようにしてもよい。

[0038] また、上記実施形態では、汚物洗浄室から直接屋外へと出られる構成としたが、これに限らず、汚物洗浄室から、共用通路とは異なる通路を通して屋外に出られる構成としてもよい。

[0039] また、上記実施形態では、第一区画100のみに洗濯室136を設けたが、第一区画100と第二区画200の両方に洗濯室を設けるようにしてもよい。あるいは、各居住ユニットに洗濯室を一カ所ずつ設けるようにしてもよい。このような構成とすれば、各居住ユニット内で発生した洗濯物を各居住ユニット専用の洗濯室で洗濯することができるため、一部の居住ユニットで感染症が発生した場合に、該居住ユニットの外に病原体が拡散するのを効果的に防止することができる。

[0040] また、上記実施形態では、汚物洗浄室から屋外に運び出した衣類を、該汚物洗浄室と同じ建築物内に設けられた洗濯室へ持って行って洗濯するものとしたが、これに限らず、汚物洗浄室から屋外に運び出した衣類を、屋外に設けられた廃棄物置き場に廃棄したり、前記汚物洗浄室が設けられた建築物とは別の建物に設けられた洗濯室に持って行って洗濯したりするものとしてもよい。

[0041] また、上記実施形態では1階建ての建築物を例に挙げて説明を行ったが、本発明に係る建築物は2階建て以上のものとすることもできる。その場合、

2階以上の階には、例えば図4に示すように、建築物の外壁401に沿った外廊下51を設けると共に、汚物洗浄室52と外廊下51との間の壁（すなわち外壁401）に扉53を設けて、汚物洗浄室40Dから外廊下51（すなわち屋外）に直接出られる構成とする。ここで、外廊下51は、建築物の外側に面した、外気に開放された廊下であり、屋根を有していても、有していなくてもよい。なお、汚物洗浄室52から外廊下51に衣類等を運び出した後は、当該衣類を、汚物洗浄室52と同じ階に設けられた洗濯室54へ持って行くようにしてもよく、あるいは外廊下51に付設された外階段55を通して、別の階に設けられた洗濯室へ持って行くようにしてよい。いずれの場合も、洗濯室には屋外から出入り可能な扉53を設けるものとする。また、外廊下51に運び出した衣類を、外階段55を通して屋外に設けられた廃棄物置き場に廃棄したり、別の建物に設けられた洗濯室へ持って行って洗濯したりするようにしてもよい。なお、外廊下51に代えて、バルコニー又はベランダを設け、施設スタッフ等が、汚物洗浄室52から該バルコニー又はベランダ（すなわち屋外）直接出られると共に、該バルコニー又はベランダを通して洗濯室54へと移動できる構成としてもよい。

[0042] また、本発明は、上記実施形態のような介護施設の建築物に限らず、入院設備を備えた医療施設の建築物にも同様に適用することができる。その場合、当該医療施設に含まれる病室が本発明における居室に相当する。

### 符号の説明

[0043] 110、120、210、220…居住ユニット  
10A～10I…居室  
12…寝室  
11…リビング  
130、230…共有スペース  
131、231…共用通路  
136…洗濯室  
138…洗濯室／屋外間扉

2 0 A ～ 2 0 D … 前室  
2 1 … 前室／通路間扉  
3 0 A ～ 3 0 G … トイレ  
4 0 1 … 外壁  
4 0 A ～ 4 0 E … 汚物洗浄及びシャワー室  
4 1 … シャワー  
4 2 … 汚物流し  
4 4 … トイレ／汚物洗浄室間扉  
4 5 … 汚物洗浄室／屋外間扉  
4 6 … 汚物洗浄室／第一居室間扉  
4 7 … 汚物洗浄室／第二居室間扉  
5 1 … 外廊下

### 請求の範囲

- [請求項1]           共用通路と、  
                  前記共用通路を介して繋がれた複数の居室と、  
                  前記複数の居室のうちの一部の居室に付設され、該一部の居室から  
                  前記共用通路を通らずに出入り可能なトイレと、  
                  前記トイレに隣接し、該トイレから直接出入り可能な汚物処理室と  
                  、  
                  を有し、  
                  前記汚物処理室が、前記共用通路を通らずに屋外に出ることのでき  
                  る出口を有することを特徴とする介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項2]           更に、共用の洗濯室を有し、  
                  前記共用の洗濯室が、前記屋外から前記共用通路を通らずに当該共  
                  用の洗濯室に入ることのできる入口を有することを特徴とする請求項  
                  1 に記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項3]           前記トイレが、前記一部の居室の各々との境界に扉を有することを  
                  特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項4]           前記汚物処理室が、前記一部の居室の各々との境界に扉を有するこ  
                  とを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれかに記載の介護施設又は医療施  
                  設の建築物。
- [請求項5]           更に、  
                  前記一部の居室と前記共用通路との間に設けられた前室を有し、  
                  該前室が、前記一部の居室の各々との境界に扉を有することを特徴  
                  とする請求項 1 ～ 3 のいずれかに記載の介護施設又は医療施設の建築  
                  物。
- [請求項6]           該前室が、前記トイレと隣接し、該トイレとの境界に扉を有するこ  
                  とを特徴とする請求項 5 に記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項7]           前記汚物処理室が、シャワーを有することを特徴とする請求項 1 ～  
                  6 のいずれかに記載の介護施設又は医療施設の建築物。

- [請求項8] 前記汚物処理室が、流し台を有することを特徴とする請求項 1 ～ 7 のいずれかに記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項9] 前記複数の居室の少なくとも一部が、間仕切りによって仕切られた寝室とリビングを有することを特徴とする請求項 1 ～ 8 のいずれかに記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項10] 前記間仕切りが、取り外し可能な引き違い戸、アコーディオンカーテン、又は開閉可能なパーティションから成ることを特徴とする請求項 9 に記載の介護施設又は医療施設の建築物。
- [請求項11] 前記寝室が前記汚物処理室に隣接し、該寝室と該汚物処理室との境界に出入口を有することを特徴とする請求項 9 又は 10 に記載の介護施設又は医療施設の建築物。